

レベル・センサ事件（平成21年12月24日判決、大阪地裁）

【事件の概要】

サポート要件違反に基づく無効理由があることを理由に権利行使の制限を認めた事案。

【事件の表示、出典】

知財高裁HP（平成20年（ワ）10854号特許権侵害等請求事件）

【参照条文】

特許法36条6項1号

【キーワード】

サポート要件

1.事実関係

原告ITTは、レベル・センサに関する特許第31171169号を有する特許権者、原告フリクト日本はその独占的通常実施権者である。原告らが、被告新明和工業に対し、侵害差止及び損害賠償を求めた。

2.争点

技術的範囲の属否（争点1）、本件特許が無効にされるべきものか（争点2）、原告フリクト日本は独占的通常実施権者か（争点3）、原告らの損害賠償額（争点4）等、多岐にわたるが、裁判所は、サポート要件（争点2-5-1）についてのみ判断した。

3.裁判所の判断

（1）本件特許発明の課題

「本件明細書の上記記載によれば、本件特許発明が解決しようとする課題は、「環境に危険な材料を含まず、動作環境下で重大な歪みにさらされても誤りのない機能を果たすよう設計されたレベル・センサを得ること」（段落【0008】）にあるものと認められる。」

（2）本件特許発明における数値限定

「この記載によれば、平衡重りの重量をセンサが空気によって囲まれている時そのセンサ全重量の少なくとも30%とすることが、本件特許発明の上記課題（・・・略・・・）を解決するために不可欠な構成とされていることが明らかである。」

（3）数値限定の技術的意義

「同部分には、マイクロスイッチを確実に停止させるためには平衡重りがセンサ全体の重量との関係で「相対的」に重いことが必要であるが、製造上の理由から重すぎではならず、平衡重りの重量のセンサ全体の重量に対する割合は、最小値で30%、好ましくは50～80%の範囲で設定される旨が記載されている。レベルセンサが液中で概ね主水平位置を安定的に維持し、もってマイクロスイッチを確実に停止させるために、平衡重

りに一定の重量が要求されることは技術常識として肯認する余地があるが、それがなにゆえ平衡重りそれ自体の絶対的な重量ではなく、センサ全体の重量との関係での相対的な重量比で定められるのかについて、上記発明の詳細な説明にその技術的意義は何ら開示されていない。」

「これを液体中のレベル・センサについてみると、その中空本体の鉛直上下方向には、吊点（電気ケーブルの接続点）に電気ケーブルによる鉛直上向きの張力が、浮点（浮力の合力が働く点）に鉛直上向きの浮力（中空本体の体積に相当する液体の重量と同じ大きさ）が、重心に鉛直下向きのレベル・センサ全体の重力がそれぞれ働き、これらが釣り合う傾斜角度でレベル・センサが平衡するのであるから、液中のレベル・センサの傾斜角度を所望のもの（上記実施例では主水平位置）として、「 $L_w / L_f = F / W$ 」を満たす角度で平衡状態を保つためには、平衡重りとセンサ全体の重量比はその要素とならないことが明らかであり、かえって、液体の密度を考慮した上で、平衡重りを含めたレベル・センサ全体の重量、中空本体の形状・容積等を適切に設定することが必要になるものと考えられる。」

「以上によれば、本件特許に係る出願時の技術常識に照らして、本件明細書の上記記載から、「動作環境下で強い水流や液面上の浮遊物から受ける外力を受けてもスイッチが確実に作動する」との効果を得るために、平衡重りの重量をセンサ全重量の30%以上にするものの技術的意義ばかりでなく、平衡重りの重量をセンサ全重量の一定割合を超えるように設定することの技術的な意味を当業者が理解することができないというべきである。他に、平衡重りの重量をセンサ全重量の一定割合を超えるように設定することの技術的な意味を示唆するような記載も見当たらない。したがって、本件特許の特許請求の範囲の記載は、明細書のサポート要件に違反するというべきである。」

4.検討

サポート要件を満たすかどうかを判断するにあたっては、特許請求の範囲に記載された発明が実施の形態に記載されているか否かということに加え、発明の詳細な説明の記載により当業者が発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるかも考慮される（知財高裁平成17年（行ケ）10042号）。本件のように、特許請求の範囲に記載された発明が、「発明の解決しようとする課題」を解決できると認識できなければ、「全重量の少なくとも30%」ということが実施の形態に記載されていてもサポート要件違反になってしまう。サポート要件の観点からは、あまりスペシフィックな課題を取り上げない方が良いと思われる。

（鈴木）